第九章 資本が生む利潤

資本利潤 ..の増 減 は、 賃 金 の 増 一減と同 じ事 情 (社会の富が拡大するか縮小するか)

右される。 ただし、 そ の影響 の現れ方は両者で大きく異なる。

じ 商

に左

売に集まれば競争が強まり、 、本が増えれば賃金は上がり、 その業種 利潤 の利潤は自然に低下する。 は下がる傾向 がある。 裕福, 同じ社会の各業種 な商人の資本が同

本が等しく増えれば、

示せるのはせ すでに見たとおり、 (V ぜ ίĮ 「通例的 特定の地域や時点でさえ「平均賃金」を精確 水準」 である。 ところが利潤では、 それすら に 求 める 難 の L は 難 しく、 利 潤

この競争効果はすべての業種に及ぶ。

に れ、 はきわめて変動的で、 「平均利潤」を確定するのは 加え、 年どころか日々、 競争相手や顧客の浮沈、 業者自身でも年平均を即答できないことが多い。 時には時間ごとに変わる。 いっそう難しく、 海陸の輸送や倉庫保管で起きる無数の偶発事に左右さ まして過去や遠い時代のそれを正 ゆえに、 一国にまたがる多様 商品 の な業 価 確 に 種 見 0

積もるのはほとんど不可能である。

つの時代でも資本の平均利潤を正確に見極めるのは困難だが、 その目安は金利に求

0

動きもおおよそ見通せる。

利が下がれば利潤も下がり、 められる。資金運用で大きな利益が期待できると利子は高く、期待が小さければ低くな したがって、 各国の通常の市場金利が動けば、 上がれば利潤も上がる。 資本の通常利潤も連動して動く。 ゆえに、 金利の推移を追えば利潤

市場をやや上回る水準となり、 は五%へと引き下げられた。これらの上限は概して妥当で、信用良好な借り手に対する 限十%、 規制はエリザベス治世第十三年の法で復活し、ジェームズ一世治世第二十一年までは上 例も見られた。 信用厚い借り手は三・五%、 市場金利に先行するのではなく追随していたと見られる。アン女王以降は五%がむしろ た禁止は実効を欠き、 ヘンリー八世治世第三十七年の法は年利十%超を違法としたが、以前にはそれ以上の 以後は八%に制限され、王政復古直後に六%、さらにアン女王治世第十二年に エドワード六世期には宗教的熱情から利息自体が禁じられたが、こうし かえって高利貸しの弊害を強めた可能性が高い。 四% 直近の戦争以前には政府は三%で起債 四・五%で資金を調達していた。 Ļ ヘンリー八世 首都や各地の

しろ加速しているように見える。同じ期間、 ヘンリー八世の時代以降、 英国の富と歳入は一貫して増え、その勢いは減速せず、 賃金は着実に上がってきた一方、多くの商

3 第九章

めて遅い。

国全体もはるかに貧しい。

ただし、

状況は明らかに改善しつつあるが、

その進みはきわ

一七二〇年

ない資本で回るため、

般の利潤率はやや高い。

他方で賃金はイングランドより低く、

は預金に利息を付けない。さらにスコットランドでは多くの商いがイングランドより少

つでも支払い請求できる約束手形に年四%の利息を付ける。他方、

の信用でも五%未満で借りるのは稀で、

エディンバラの私立銀行は全額または

部

を

ロンドンの私立銀

市場金利は高

めである。

最高

回せる資本が乏しく、

ス

コットランドの法定利率はイングランドと同じだが、

の

ため条件を競り上げるので賃金は上がり、利潤率は下がる。これに対し村では雇

景気の良い町では大資本の雇用主でも人手が足りず、

労働者確

用 に

仕事を求める側が競い合うため賃金は下がり、

利潤率は上が

は都市のほうが高

61

投じられ、

資本力のある競争相手も多いため、

利潤率は一

般に村より低い。

他方、

賃金

都市は各分野に多額

の資本が

が

業・製造分野では資本の利潤が縮小してきた。

大都市で商売をするには村よりも大きな資本を要する。

今世紀、

に年五%から二%へ急落し、一七二四年に三・三三%へ引き上げ、一七二五年に再び

フランスの法定利率は常に市場金利に沿っていたわけではない。

が れ、 Ŧ. <u>Ŧ</u>. 前を比べれば一 みは遅い。 戻れば、その対比はさらに鮮明だ。フランスはスコットランドより豊かだが、進歩の歩 ンドへ入ると、 うが大きいと証言する。 取引が法を迂回するためである。 法定利率はしばしば英国より低いが、市場金利はむしろ高い。 スについては、 いても不思議ではない。 |%に戻している。こうした急変は、 |%に戻った。一七六六年にはラヴェルディ政権が四%に下げ、その後テレ神父が再度 実際に実行されたこともある。 国内では「後退している」という通俗的な見方もあるが、少なくともフラン 目でわかる。 庶民の服装や表情の違いが生活水準の差をはっきり示す。 ましてスコットランドについては誤りである。 だから、 賃金はフランスのほうが低い。 両国で商いした英国商人は、 商業が軽んじられがちな国にあえて資本を置く英国人 現在のフランスは、 公債利率を引き下げるための地ならしとして行 おそらく英国ほど豊かではな スコットランドからイングラ 現在の姿と二十~三十年 通商利潤はフランスのほ 多くの国と同様、 フランスから

政府は年二%で起債でき、信用のある民間も三%で借りられる。 オランダ商人の利幅は欧州で最も低い。商業の衰退を唱える声はあるものの、仮に一部 方、 オランダのホラント州は、領土・人口規模に対する富の厚みで英国を上回る。 賃金は英国より高く、

政 ても、 で 多額を貸し出している事実は、 に うだが 兆しが 府 ス 額を投じ の ダ経済の厚みを示す指標である。 <u>-</u>% その 海 海運をほど 利潤 あっても、 優良民間三%という低金利、 商 商業の縮小を意味しない。 (英は約四千万とも言われるが誇張の疑いあり)、 低下は繁盛 (J 自体は成 ぼ 手に担 全体 長し得るのと同じく、 に伴う資本増 の衰退を示す証拠は見当たらない。 13 国内の本業で吸収しきれないほど資本が余ってい その多くを今も維持してい 特定の商いで得た私財が業務に必要な容量を超 加 英国を上回る賃金、 の自然の帰結でもある。 国家の資本に . る。 も同 利幅 欧州最低の 国内より高金利 フランスや英国 じ理 近 0 時 薄さは不振 屈 の 戦争 商業利 が当ては 時 幅 の の公 に に見えが きる。 る証 は は、 玉 々 債 フラ 才 に

つのは、 割安に取得できることが多い。 Ш 法定・市場金利 して人口 沿 英領北米や西インドの植民地では、 いなど最も肥沃で立地の良 も少ない 新植 民地 はおおむ ため、 という特別 土地 ね六~八%である。 は余って の条件に 結果として、 い土地 に限られ 賃金のみならず金利・資本利潤も英国より高 の開発に集中し、 ζ, るのに耕作資本が足りず、 土地の取得や改良に投じた資本は非常に高 る。 もっとも、 領土に比して資本が乏しく、 高賃金と高利潤 しかもその自然収益 資本は治 が 海岸 同 に 時 に照ら や可 資本 K 成 せば 航 り立 に 比 河

は、 利) 後は増やしやすい。資本の増加と産業、すなわち有用労働への需要の増加との結びつき 速し得る。「金は金を生む」とはこのことで、ひとたび「最初の少し」を得れば、 歩調を合わせて下がるとは限らない。 低下し、富・改良・人口の増加とともに金利は下がってきた。一方で賃金は、 本が払える金利も下がる。実際、今世紀に入り多くの植民地で法定・市場金利は大きく プランターは開発の歩みに先んじて人手を増やしたいと望むため、 わらず労働需要は増えるからである。 い尽くされれば次に耕すのは質・立地の劣る土地となり、 は高賃金が支払われる。 6 1 新領土 利潤を生み、 を押し上げることがある。 後の「資本蓄積」の章で詳述する。 の獲得や新交易の開拓は、 高い金利の支払いも可能となる。 やがて植民地が成長すれば利潤率は次第に下がる。 国内のストックだけでは新事業のすべてを賄いきれない 国富が急増している国でさえ利潤率 利潤率低下後も資本蓄積は勢いを保ち、 資本規模が大きくなるほど、 高収益のもとで資本は急速に蓄積し、 利幅は縮み、そこに投じる資 利潤率 確保できた労働者 いか \widehat{v} 最良地 1 むしろ加 6 利潤率と ては金 に その が使 か か

旧来の多くの取引では競争が緩み供給が細って価格が上がり、利潤が増えるため、より

資本は高利回りの部門に優先配分され、既存部門から引き揚げられる。

その結果、

第九章

高 0 つ が 個 6.1 常となった。 金利でも資金を調達できる。 人のみならずロンドンの大企業でさえ、 これは北米と西インドにおける領土・ 実際、 直近 従来の四~四 の戦争終結後しばらくは、 交易の大幅拡大だけで十分に説 ・五%ではなく五 最高 1%で借 の信用をも りる

明でき、

社会全体の資本ストックが減ったと仮定する必要はな

共 下が 利 これらの荒廃した地域では賃金はきわめて低く、 低 < 次 に 6 連動して上がる。 や英領東インド各地で短期間 和 益は増え、 コ ただし、社会の資本ストック 収穫を担保 政末期 り売値 ストで商品を市場 やが の属 てはその巨額 は上がるから、 結果として金利も上がる。 州 にした。 でも広まり、 ベンガルでは農民への貸付が年四十~六十%に達することが に出 の利子が か 利幅 か せ、 る高利 は両側が 丰 に巨富が容易に築かれた事実は、 さらに投資減で供給が細り (産業を支える基金) 利潤 ケロ に 耐 の大半をも食い尽くす。 から広がり、 の書簡によれば、「徳高き」ブルトゥスでさえキ 賃金が下がれば残った資本の持ち主は以前 え得るほどの 資本の利益は非常に高く、 高い 利潤 が減れば、 金利を十分に支払える。 販売価格は上がる。 は、 同様 地主 この力学を裏づける。 賃金は下がり、 の高 の地代をほぼ 利貸 金利もそれ は コ 資本の 食 あ ス ンガ 1 (J ょ 尽 は ŋ

口

スで年四十八%で金を貸したという。

らみ、 る。 に 十分行き渡っている国では、各部門への投資はその取引の性質と規模が許す上限まで膨 る水準まで下がる。 満杯の国では、 資本の 地 ・気候 競争はあらゆる分野で最大化される。結果として、 利潤もおそらく非常に低い。 ・対外関係が許す富の上限に達し、成長も後退もしていない国では、 仕事をめぐる競争が激しく、 満杯である以上、その数は増えない。 領土が養える人口や資本が雇える人数に対 賃金は労働者の数をかろうじて維持でき 通常利潤は可能な限り低くな 同様に、どの商売にも資本が 心して既 賃金

また、 す水準より、 に投入される資本は、その事業の性質や規模が本来許す水準に到底及ばない。こうした んど保障がない。下級官吏が l V たように見え、 しか受け入れない国では、 たのだろう。 富裕層や大資本の所有者にはそれなりの安全があっても、 この水準の富裕に達した国はおそらくまだない。中国は長らく停滞してき はるかに低かった可能性がある。 その法制度の性格からすれば、許される「富の上限」には久しく達して ただし、その上限は、 制度が違っていればこなせたはずの取引量をさばけ 「司法」の名でいつでも収奪できるような国では、 別の法や制度のもとで土壌・気候・地理が本来許 対外通商を軽んじ、 小資本の庶民にはほ 外国船を一、二の港

第九章

債

権

П 収

の難、

しさに由来すると見る。

は 圧 年十二% 迫 は各部門で富者の独占を生み、 が 般的 な金利とされ、 彼らは 通常の資本利潤はこの高金利を賄えるだけの 商いを囲い込んで巨 |利を得る。 実際、 厚 中 国

で

持たざるを得な

行 者と同じ扱 裁判所もほとんど介入しなかった。 できない法制度のもとでは、 !の欠如である。 帝国 の不備は、 [西方を支配した蛮族 61 になり、 ときに国の経済力に見合う水準を超えて金利を押し上げる。 貸し手は回収が不確かだとして破産者並みの高金利を求 借り手は実質的に、 諸 国 一では、 古代に高金利が広が 長らく契約履行が当事者の信義 法の整った国での破産者や信用不安 つ た 因は、 まさにこの契約 に任 され、 契約を強制 王 の 口

テ 用 スキュ 益だけでなく、規制をかいくぐる手間と危険に見合う補償がなければ貸さな 法律が利子を全面禁止しても、 1 は 1 スラム諸国 の高金利 現実には止まらない。 は貧困 の せ いではなく、 借り手は常におり、 主としてこうした事情 貸し手は運 モ ン

通 常の 最低利潤率は、 資本運用に伴う偶発的損失をカバ し、 なおわずか に上回る水 に

準 ·でなければならず、 その上乗せが純利潤である。 粗利潤は多くの場合、 この純利潤

比例して定まる。

加えて異常損失に備える留保を含む。 借り手が支払える利子は、 この純利潤の大きさに

なお僅かに上回る水準でなければならない。さもなくば、 同 様に、 通常の最低金利は、 慎重に貸しても避けられない不測の損失を補ったうえで、 貸付の動機は慈善や友情

故に限られてしまう。

近く、 こうして慣習が流行をつくり、 られるように、 K とんどの人が何らかの商売に携わることになる。 富裕層に限られ、 れに見合って市場金利も極端に下がる。 . 働 かない の富が飽和し、各業種に投入できる資本が行き渡ると、 事業に就かないのは時代遅れと見なされ、必要に迫られて誰もが事業に関わる。 のも場違いに見える。 働かな 小・中規模の資産家は自ら資本を運用せざるを得ない。 い者は働く者の間で居場所を失う。 着飾らないのが滑稽に映るのと同様に、 民間人が野営地や駐屯地で居心地が悪く、 その結果、 ホラント州(オランダ)はこの状態に 利子だけで暮らせるのはごく一部 利潤率はごく低くなり、 周囲 すなわち、 時に軽 と同 じよう んじ そ ほ 0

に回るのは生存ぎりぎりの最低賃金だけになることがある。職工の糧は作業中でも確保 通常の最高利潤率が働くと、 多くの商品 の価格から地代がまるごと吸収され、 労働者 富

の蓄積が急速に進む国では利潤率が低く、

多くの

商品で価格に含まれる高

61 .賃金分

11 第九章

> 社 されるが、 関係 の取引利潤 地主への支払いは常に行われるとは限らない。 は、 おそらくこの水準に近 61 ベンガルにおける東インド会

事業を回すとき、その半分を金利に回すのは妥当である。 実質的に借り手が貸し手に保険を提供しているからだ。 わち一般的な並みの利潤と見なされる。 「二倍利 市 場の 通常金利と純利潤 (ダブル・インタレスト)」 (手取り) の比率は、 が、 平常の純利潤が年八~十%の国では、借入金 商人の言う「良好・中庸・妥当な利潤」、 利潤 の水準によって変わる。 多くの業種では、 元本のリスクは借り手が 年 应 英国 (É. すな では % 負 で 0

利潤が高い国では、より多くを金利に回し得る。 と言える。 利 回 りは、 他方、 こ の 「保険リスク」への対価と資本運用の手 通常利潤が低い国ではその半分を金利に回す余地は小さく、 間 への報いとして、 十分な利潤 逆に通

が 相殺され、 賃金の低 (J 停滞 国と同程度の低 価格で販売できることがある。

例 にすると、 実際には、 亜 価 麻打ち・紡ぎ手・機織り手などの賃金を一日二ペンスずつ上げても、 格を押し上げるのは 「高賃金」よりも 「高利潤」 である。 リネ ン製造を

反

物 枚の値上げ幅は工程ごとの賃金分が足し算で積み上がるだけだ。 他方、 雇用主 の 利

と叫び、 五%を重ね、 麻価格と紡ぎ賃金にさらに五%、 潤率を各段階で一律に五%上げると、利潤分は掛け算で膨らむ。すなわち、 ように価格に作用する。それでも商人や工場主は高賃金が価格を押し上げ販売を減らす 雇用主は材料と賃金の前払い総額に五%を上乗せし、紡ぎの雇用主はその上乗せ後 高利潤の悪影響には沈黙する。自分たちの利得には触れず、 複利のように効いてくる。要するに、賃金上昇は単利、 織りの雇用主は上乗せ後の糸価格と織り賃金にまた 他人の取り分だけ 利潤上昇は複利の 亜麻打ちの の亜

を責めるのである。